

愛媛県障がい者スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県障がい者スポーツ協会(以下「本協会」という。)が、本県障がい者スポーツの分野で活躍した功績が顕著である個人又は団体を表彰し、その栄誉を称えるとともに、本県障がい者スポーツの振興に資することを目的とする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、県内に在住する個人又は団体、県出身者、その他県と関係のある個人又は団体とする。

(表彰の種類及び選考基準)

第3条 表彰の種類及び選考基準は、次のとおりとする。

(1) 功労賞

障がい者スポーツの振興に長年活躍し、特に顕著な功績を収めた者

(2) 優秀選手大賞

(3)の賞のいずれかの基準に該当し、特に顕著な成績を収めた者

(3) 優秀選手賞(対象となる競技の開催期間は、原則として表彰日の属する年の前年1月1日から12月31日の1年間とする。)

ア パラリンピック・デフリンピック部門

パラリンピック又はデフリンピックの選手に選ばれた者

イ 国際大会部門

国際大会で入賞した者

ウ 全国大会部門(全国障害者スポーツ大会を除く)

全国大会で優勝した者

エ 全国障害者スポーツ大会部門

全国障害者スポーツ大会で優勝した者

(4) 優秀指導者大賞

継続して個人又は団体競技の育成・指導を行い、顕著な功績を収め、かつ次のア又はイに該当する者

ア (5)のアの部門において受賞した者で、受賞後更に5年以上が経過した者

イ (5)のイの部門において受賞した者で、受賞後、再度受賞に値するなど特に顕著な功績を収めた者

(5) 優秀指導者賞

ア 育成指導者部門

個人又は団体競技の育成・指導を原則として 10 年以上行い、顕著な功績を収めた者

イ 優秀選手指導者部門

(3) ア～ウの部門において受賞した選手の指導を行い、特に優秀と認められる者

(6) 全国障害者スポーツ大会監督賞

本県監督として、全国障害者スポーツ大会（中・四国ブロック予選会を含む）に通算して 10 回以上出場した者

(表彰候補者の推薦等)

第 4 条 本協会正会員は、表彰候補者があるときは、本協会に推薦するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず候補者を推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第 5 条 被表彰者は、本協会役員会の審議を経て、会長が決定する。

(表彰の方法)

第 6 条 表彰は、会長が表彰状及び副賞を授与して行う。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。